

オアシスの森づくり事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、オアシスの森づくり実施要綱（平成7年12月1日施行。以下「要綱」とする。）を円滑に運用するために、事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(オアシスの森の対象区域)

第2条 要綱第2条に規定するオアシスの森の対象区域とは、現況が樹林地である土地を指す。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、現況が樹林地でない土地も対象とする。

- (1) 環境学習や休養など市民利用に供するうえで、市長が必要であると認める土地。
- (2) その他市長が管理上必要であると認める土地。

(使用貸借契約)

第3条 要綱第3条に基づく土地使用貸借の契約締結は、土地使用貸借契約書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の契約の対象となる土地は次の各号すべてを満たすことを条件とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 当該土地に管理上支障となる物件や工作物などの構造物が設置されていないこと。
- (2) その他、オアシスの森の維持管理について支障となる事情がないこと。

3 市長は、既に土地使用貸借契約を締結している土地において、前項各号の要件を満たさなくなった場合は、要綱第8条に基づき土地の使用貸借契約を解除し、又はその一部を変更することができる。

(使用貸借面積)

第4条 要綱第3条の契約の対象となる土地の範囲及び使用貸借する面積（以下「使用貸借面積」という。）は、本市と土地所有者との間で確認するものとする。

(契約の解除に関する手続き)

- 第5条 土地使用貸借契約を締結した土地所有者は、要綱第3条第2項に規定する期間中に土地使用貸借契約の解除を申し出る場合、オアシスの森づくり土地使用貸借契約の解除申出書(第2号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申出があったときは、土地所有者と協議を行い、市長と土地所有者の双方が予見し得ないやむを得ない事情であると認められる場合は解除を決定し、申出者に対し土地使用貸借契約の解除通知書(第3号様式)にて通知するものとする。
- 3 市長は、要綱第8条に基づき契約を解除する場合は土地使用貸借契約の解除通知書(第3号様式)にて、土地所有者に通知するものとする。
- 4 本市が土地使用貸借契約を締結した土地を買取る場合は、本市との土地売買契約締結をもって土地使用貸借契約が解除されたものとみなす。

(奨励金の交付条件)

- 第6条 要綱第10条に規定する緑の保全奨励金(以下「奨励金」とする。)は、土地使用貸借契約を締結した土地所有者のうち年度の初日から年度の末日まで契約を継続したものに交付する。

(奨励金の交付)

- 第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、オアシスの森づくり緑の保全奨励金交付申請書(第4号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、対象期間の属する年度分の奨励金を交付する。
- 3 奨励金の交付は当該年度の予算の成立を前提とする。

(奨励金の額)

- 第8条 奨励金の額は年額とし、借り受けた土地の面積に別表1に定める1平方メートル当たりの金額を乗じて得た額とする。
- 3 交付する奨励金の額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- 4 交付する奨励金の額は、100円以上とし、100円未満の場合は支払わないものとする。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

オアシスの森づくり緑の保全協力奨励金交付取扱要領は廃止する。

別表

1平方メートル当たり	30円
------------	-----